

## ●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成30年10月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものや、承認を受けて出張をしているにもかかわらず旅費が支給されていないものがあった。 (土地改良課)</p> <p>(イ) 会員に対する謝金について、誤って別人に支払っているものがあった。 (農村整備課)</p> <p>(ウ) 超過勤務手当について、複数の支給漏れがあった。 (畜産試験場)</p> <p>イ 契約について 肥料及び農薬類の購入に係る単価</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 旅行命令日が誤っていたものについて、出張命令の変更を行つた。また、旅行命令を行っていないかった出張について、遡って旅行命令を行い、旅費を支給した。今後は、自家用車公務使用申請と旅行命令の確認を確実に行う。</p> <p>(イ) 直ちに、正当な債権者に対して謝金を支払うとともに、誤払いをしていた者に謝金の返納を求めた。源泉徴収を行った所得税については、総務事務集中課に還付請求依頼を行い、税務署より還付を受けて戻入を行つた。今後は、債権者のチェックを慎重に行い、誤払いとならないよう細心の注意を払う。</p> <p>(ウ) 直ちに、超過勤務手当の支給漏れ分の実績入力を行い、30年3月に追加支給した。今後は、超過勤務後速やかに実績入力して入力漏れが生じないよう職員に周知するとともに、超過勤務等命令簿と超勤実績簿との突合を徹底することとした。</p> <p>イ 契約について 単価表の作成時に読み合わせを行</p>

<p>契約について、見積書で示された単価と異なる単価で誤って契約を締結しているものがあった。（農業大学校）</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) ETCカードについては、使用後、速やかに保管責任者に返還する必要がある。（西讃農業改良普及センター）</p> <p>(イ) 園芸総合センターで生産される原種は、園芸総合センターの物品取扱員に引き継がなければならないが、本庁（農業生産流通課）の物品取扱員に引き継がれていた。（農業試験場）</p>	<p>う等、複数の職員がチェックを確實に行うこととした。</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 今後は、高速道路等の利用に関する事務取扱要領を遵守し、使用後速やかに保管責任者に返還するよう周知徹底した。</p> <p>(イ) 園芸総合センターで生産される原種については、同センターの物品取扱員に引き継いだ後、その都度「保管換回兼出納通知書」を作成し、本庁（農業生産流通課）の物品取扱員に引き継ぐよう改善した。</p>
--	--